

島根県よろず支援拠点生産性向上支援センター
「生産性向上支援サポーター」公募要領

1. 職種

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点生産性向上支援センター事業）における「生産性向上支援サポーター」

2. 募集人員

若干名

3. 業務内容

「島根県よろず支援拠点生産性向上支援センター」において、中小企業・小規模事業者等からの生産性向上（5S、工程改善、省力化、デジタル化等）に関する相談に対応し、複数回の現場訪問を含む徹底した伴走支援を通じて、課題解決に向けた提案・助言等を行う。また、同センターに関する広報活動、支援対象者の発掘、拠点運営に係わる業務などを行う。なお、業務においては、よろず支援拠点ワンストップ相談窓口や実施機関と適切に連携する。

4. 契約条件

- | | |
|------------|---|
| (1) 報酬 | 日当 33,000 円（税別）
※業務への従事が半日の場合は、日当の半額 |
| (2) 旅費・交通費 | 当拠点の規程により別途支給 |
| (3) 委嘱期間 | 令和 8 年 8 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 |
| (4) 従事日 | 不定期（業務が発生した場合に都度依頼します） |
| (5) 業務時間 | 8：30～17：15（休憩時間 60 分） |
| (6) 業務場所 | 拠点事務所、支援企業先 等 |
| (7) その他 | 業務に使用するパソコン、携帯電話等の貸与はございません |

5. 求める人物像

- (1) 企業等の現場において生産性向上に取り組んだ経験を有する又は支援者として生産性向上支援の経験を有する又はそれと同等のスキルを有する方
- (2) 業務プロセス改善、デジタル活用などの生産性向上分野において優れた知見・支援能力等を有し、中小企業が抱える課題を的確に把握・分析し、具体的な解決策の助言を行いうる方
- (3) 特に「省力化投資促進プラン（※）」に指定されている以下の業種の支援ができる方

- ① 飲食業
- ② 宿泊業
- ③ 小売業
- ④ 生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）
- ⑤ その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）
- ⑥ 製造業（中小製造業、食品製造業）
- ⑦ 運輸業
- ⑧ 建設業
- ⑨ 警備業

(※) [省力化投資促進プラン | 内閣官房ホームページ](#)

(4) 専門・知見を有する業種に限らず、その他の業種の中小企業支援にも従事することとなる可能性があるため、他業種についても積極的に学び、支援に必要な知識を身につけていく意欲等を有する方

6. スケジュール (予定)

日 程	事 項
令和8年6月15日～令和8年7月6日	公募（島根県よろず支援拠点ホームページで公開）
令和8年7月7日	書類選考、通知（書類選考通過者には面接の通知）
令和8年7月16日（木）	面接
令和8年7月17日（金）	採否通知発送
令和8年8月1日	契約開始日（採用決定者と要相談）

7. 公募方法

島根県よろず支援拠点ホームページへの掲載

【URL】 <https://www.yorozu-shimane.go.jp/>

8. 応募方法

(1) 応募期限 令和8年7月6日（月）17：00 必着（郵送またはご持参ください）

(2) 提出書類 ①「生産性向上支援サポーター」応募申込書（様式1）

②暴力団排除に関する誓約書（様式2）

③履歴書（様式は問いません）

④その他（保有する資格の証明書（写）等）

(3) 書類提出先・お問い合わせ先

提出先：〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内
公益財団法人しまね産業振興財団
島根県よろず支援拠点事務局

電話番号：0852-60-5103（担当 原、江角）

(4) 審査結果の通知 書類審査の上、通過者には面接審査の案内をします。採否の結果については、書面またはメールで通知します。なお、採否理由に関するお問い合わせには応じかねますので、あらかじめご了承ください。

9. 備 考

(1) 提出された応募書類の情報は本事業の採否に関する審査以外の目的には使用しません。また、提出された応募書類は返却いたしません。ただし、機密保持には十分に配慮の上取り扱います。採否を問わず、応募にかかる費用は支給いたしませんので予めご了承ください。

(2) 採用された場合には「公益財団法人しまね産業振興財団の情報公開に関する要綱」に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となりません。